



29保第277号
平成29年6月1日

社会福祉法人愛媛県共同募金会会長 様

愛媛県知事 中村 時広



税額控除に係る証明書

貴法人が、租税特別措置法施行令第二十六条の二十八の二第三号に規定する要件を満たしていることを証明する。

本証明書に係る有効期間は、下記のとおりです。

記

(有効期間)

平成29年6月1日から平成34年5月31日まで